平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1							<u>府 省</u>	庁 名	農	林水産省	
対象和	说目	個ノ	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他	(森林環境	競 (仮称))	
要望 項目名		森村	森林吸収源対策の財源確保に係る税制上の措置									
要望「(概要	内容	_				<u>踏まえ</u> 、市町村が 国民に等しく負担						
関係多	秦文		_									
減場見込			初年度] 收正増減		. —) [平:	年度] 精査	中 (-)	(単	ú 位:百万円	E)
要望到	理由	暖し効さま定準年	ヒ対策に て世界の 見がえ、「い え、我が された。 2020 年 度に 2.09	F 12 月の「気 ついての法の 平均気温のと 排出と吸収な 、 国か地では に度は 3.8% は、2020 年度	枠組みて 昇を工業 による際 が平成 27 化対策に 我が国の (2005 年 に 2.7%	中組条約第21 [である「パリ協議 を出め前と比べ はまの均衡を達」 年7月に国連 で関する総では対 ではない。 はまの確保を はまのでは はよのでは はよのでは はよのでは はよのでは は、また。 は、は、また。 は、は、また。 は、は、また。 は、は、また。 は、は、また。 は、は、また。 は、は、また。 は、は、また。 は、は、また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。	定」が採択されて2°Cようでようである「地域である「地域である「地域である」である「地域である」である。 ではないである「地域である」である。 である「地域である」であると、 はないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	れた。「パ 分低く保つ 早期の削減 上条約事務 は温暖化文 で、2030 ことされる している。	J協定」「 のことや、 域を目指す 弱に提出し 策計画」 年度に 20 ている。 新	では、世界 今世紀後 トこと 「日と等かいた」「日成 でいる。 0%減 (ないない ないない ないない ないない ないない はい はい かい はい	早共通の長其 後半に人為的 が明記された の約束草等 28年5月に 2013年度出 原については	明目標と 対な温 を に に 閣議 と と と の 水 は 、 2030
			① 地球 地球 確保)	温暖化対策計 が設定され、	画におし そのたる	ける森林吸収源: いては、森林吸 めに必要な事業 こついても記さ	収量の目標の 量(例えば、	(2030年)		•		-
		C	(ア 森 るが、 (イ 平)	そのために必)党及び政府 成26年度与党	だ な を達成す 必要な事 でこれま 税制改正	トるためには、 業費の全てが確	保できており 自)政務調査	らず、安定 会に「森林	的な財源	の確保が対策等に関	課題となっ [.] 引する財源研	ている。

ページ

きており、毎年の PT とりまとめの内容が与党税制改正大綱に反映されてきているところ。昨年 12 月の PT とりまとめが反映された平成 29 年度与党税制改正大綱において、「公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。(中略)このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。」と明記された。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(骨太方針)において、平成 29 年度与党税制改正大綱の内容が盛り込まれ、閣議決定されたところ。

以上から、森林吸収源対策の着実な推進を図るため、森林吸収源対策等に関する安定財源確保の新たな仕組みとして、森林環境税(仮称)を創設することが必要である。

本要望に 対応する 縮減案

ページ

1 — 2

			《大目標》					
			食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森 林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向 上と国民経済の健全な発展を図る。					
	政	策体系におけ						
	_	政策目的の位	『エロ『示』 農業の持続的な発展					
	置	付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展					
			《政策分野》					
			気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用 森林の有する多面的機能の発揮					
			・ 我が国の地球温暖化対策の長期的な目標として、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出 削減。(「第4次環境基本計画」(平成 24 年4月 27 日閣議決定))					
合理性		策の	・ 我が国の地球温暖化対策の長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減。中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 26.0%減(2013 年度比)の水準。また、2020 年度については 3.8%減(2005 年度比)以上の水準。森林吸収源については、2030 年度に 2.0%、2020 年度に 2.7%以上の確保を目標。(「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定))					
	连	成目標	・ 2013 年から 2020 年までの 8 年間において、国際的に認められた森林経営による吸収量の算					
			入上限値である年平均 3.5%(1990 年度比)の森林吸収量(2020 年度における森林吸収量と しては 2.7%以上(2005 年度比))の確保のため、年平均 52 万 ha の間伐等の森林吸収源対策					
			を実施。(「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、「森林整備保全事業計画」					
			(平成 26 年 5 月 30 日閣議決定)、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づ					
			く「基本指針」(平成 25 年 6 月 24 日農林水産省告示))					
		税負担軽減措 置等の適用又	恒久措置として要望する。					
		は延長期間						
		同上の期間中	「政策の達成目標」に同じ。					
	の達成目標							
	政策目標の 達成状況							
有		望の措置の 用見込み						
効		望の措置の	本税制措置により安定的な財源を確保することで、我が国の温室効果ガス削減目標の達成の					
性		果見込み 手段としての	ための、所要の森林吸収量(2020 年度に 2.7%以上(2005 年度比)、2030 年度に 2.0%(2013 年度比))の確保及び将来にわたる森林吸収源対策の着実な推進が可能となる。					
	•	効性)						
	当	該要望項目						
		外の税制上の						
	支援措置							
	_	算上の措置等						
		要求内容 び金額						
相	上記の予算上							
当性		の措置等と	-					
	要望項目との関係							
	垂	望の措置の	森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。					
		当性	さらに、適切な森林整備や木材利用を通じて、森林による CO2 吸収量の確保、木材利用による炭 素の貯蔵・化石燃料の代替等が図られ、低炭素社会の実現等に大きく貢献する。					
	*		このため、森林吸収源対策の着実な推進に必要な安定財源を確保するための税制措置を講ずるこ					
		ページ	とは妥当である。					
		ヘーン	1 — 3					

税負担軽減措置 適用実績	等の	_
「地方税にお 税負担軽減措 の適用状況等 する報告書」 おける適用実	置等 Fに関 に	
税負担軽減措置 用による効果(しての有効性)	-	
前回要望時の 達成目標		_
前回要望時から 達成度及び目標 達していない場 由	! こ	
これまでの要望	経緯	森林吸収源対策の推進に必要な財源確保の観点から、平成17年度税制改正要望以降、森林吸収源対策に活用できる環境税や地球温暖化対策税について要望してきたところである。 平成29年度与党税制改正大綱(平成28年12月8日自由民主党・公明党)において、「公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。(中略)このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされたところである。
	ページ	1 — 4